

別表一の三及び別表一の三次葉の記載の仕方

- この申告書は、外国法人が確定申告（法第144条の6第1項又は第2項（確定申告）の規定による申告書（その申告書に係る期限後申告書を含みます。）の提出をいいます。）若しくは仮決算による中間申告（法第144条の4第1項又は第2項（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）の規定による申告書の提出をいいます。）又はこれらの申告に係る修正申告をする場合及び地方税法第6条第2号（基準法人税額）に掲げる外国法人が確定申告（地方法税法第19条第1項（確定申告）の規定による申告書（その申告書に係る期限後申告書を含みます。）の提出をいいます。）若しくは仮決算による中間申告（地方法税法第17条第1項（仮決算をした場合の中間申告書を提出する場合の記載事項等）の規定による申告書の提出をいいます。）又はこれらの申告に係る修正申告をする場合に記載します。
- 「旧納税地及び旧法人名等」には、当期中に納税地又は法人名に変更があった場合に、変更前の納税地又は法人名を記載します。なお、納税地と国内にある事務所、事業所その他これらに準ずるもの（以下「事務所等」といいます。）のうち主たるものの所在地とが異なる場合には、その国内にある主たる事務所等の所在地を記載します。
- 「事業年度分の法人税 申告書」及び「課税事業年度分の地方法人税 申告書」の空欄には、確定申告書と中間申告書との区分に応じてそれぞれ「確定」又は「中間」（修正申告の場合は、「修正確定」又は「修正中間」と記載します。
なお、法人税のみ修正申告を行う場合には、「課税事業年度分の地方法人税 申告書」を二重線で消去し、地方法人税のみ修正申告を行う場合には、「事業年度分の法人税 申告書」を二重線で消去します。
また、期限後申告書である場合には、「期限後確定」と記載してください。
- この申告が中間申告である場合には、
「中間申告の場合 令和 年 月 日」
「の計算期間 令和 年 月 日」にその計算期間を記載してください。
- 「この申告書による法人税額の計算」並びに次葉の「法人税額の計算」及び「この申告が修正申告である場合の計算」の各欄は、次により記載します。
 - 「リース特別控除取戻税額等5」及び「リース特別控除取戻税額等17」の各欄は、当期の別表三(二)「27」、別表三(二の二)「28」、別表三(三)「23」又は別表六(三十六)「31」の金額がある場合に、これらの金額を記載します。
 - 「法人税額計6」及び「法人税額計18」には、措置法第62条第1項（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）に規定する使途秘匿金の支出がある場合に、使途秘匿金の支出の額の40%相当額を各欄の上段に外書として記載します。
この場合、「控除税額8」及び「差引所得に対する法人税額9」の各欄は「6」の外書に記載した金額を「6」に含めて計算し、「控除税額19」及び「差引所得に対する法人税額20」の各欄は「18」の外書に記載した金額を「18」に含めて計算します。
 - 「所得税額等の還付金額31」は、仮決算による中間申告をする場合において、法第144条の11（所得税額等の還付）の規定による還付を受けようとするときは、次に掲げる金額の合計額を記載します。
 - 「所得税の額50」の金額、「控除しきれなかった金額25」の金額又は法第141条第1号イ（課税標準）に掲げる国内源泉所得に係る別表七(一)「13の③」の金額のうち、いずれか少ない金額
 - 「所得税の額59」の金額、「控除しきれなかった金額27」の金額又は法第141条第1号ロに掲げる国内源泉所得若しくは同条第2号に定める国内源泉所得に係る別表七(一)「13の③」の金額のうち、いずれか少ない金額
 - 「欠損金の繰戻しによる還付請求税額33」から「この申告が修正申告である場合のこの申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額35」までの各欄、「この申告前の還付金額69」及び「この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額70」の外書には、法第144条の13（欠損金の繰戻しによる還付）の規定により還付の請求をした法人税の額で還付されていないものがあるときに、その還付金の額を記載します。
 - 「欠損金の繰戻しによる還付請求税額33」及び「この申告前の還付金額69」の各欄は、修正申告をする場合において、法第144条の13第13項において準用する法第80条第10項（欠損金の繰戻しによる還付）の規定により還付する金額に係る還付加算金があるときは、その還付加算金の額を含めて記載します。
 - 「(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額46」及び「(13)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額55」の各欄は、法第143条第2項（外国法人に係る各事業年度の所得に対する法人税の税率）の規定の適用を受ける外国法人が記載します。この場合において、「(46)の15%又は19%相当額48」及び「(55)の15%又は19%相当額57」の各欄は、措置法第42条の3の2第1項（中小企業者等の法人税率の特例）の規定の適用を受けるときは「又は19%」を消し、その他のときは「15%又は」を消します。
 - 「所得税の額50」は、法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に係る別表六(一)「6の③」の内書に金額の記載がある場合には、その金額をその国内源泉所得に係る「別表六(一)「6の③」」の金額から控除した金額を記載します。
 - 「所得税の額59」は、法第141条第1号ロに掲げる国内源泉所得又は同条第2号に定める国内源泉所得に係る別表六(一)「6の③」の内書に金額の記載がある場合には、その金額をこれらの国内源泉所得に係る「別表六(一)「6の③」」の金額から控除した金額を記載します。
 - 「この申告が修正申告である場合のこの申告前の所得金額又は欠損金額12」、「この申告が修正申告である場合のこの申告前の所得金額又は欠損金額23」及び「この申告前の所得金額又は欠損金額62」から「この申告前の翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金67」までの各欄は、令和4年12月31日以後に終了する事業年度について修正申告をする場合には、記載を要しません。
 - 「この申告書による地方法人税額の計算」及び次葉の「地方法人税額の計算」の各欄は、次により記載します。
 - 「この申告による還付金額43」の外書には、法第144条の13第12項の還付請求書を提出する場合に、同条第1項各号又は第2項に規定する還付所得事業年度に該当する課税事業年度の地方法税法第23条第1項（欠損金の繰戻しによる法人税の還付があった場合の還付）に規定する確定地方法人税額のうち、法第144条の13第1項（同条第9項から第11項までにおいて準用する場合を含みます。）又は第2項（同条第10項又は第11項において準用する場合を含みます。）の規定による請求により還付を受けようとする法人税の額に係る金額を記載します。なお、修正申告をする場合において、当該金額が減少するときはその減少後の金額を記載し、既に地方法税法第23条第1項の規定により還付を受けた金額に係る還付加算金があるときはその還付加算金の額のうち当該減少後の金額に係る金額を含めて記載します。
 - 「この申告前の欠損金の繰戻しによる還付金額76」は、地方法税法第23条第1項の規定により還付を受けた金額に係る還付加算金があるときは、その還付加算金の額を含めて記載します。
 - 「この申告前の課税標準法人税額44」及び「この申告前の課税標準法人税額73」の各欄は、令和4年12月31日以後に終了する課税事業年度について修正申告をする場合には、記載を要しません。